

令和5年10月吉日

職員の皆様

理事長直行便「手紙」

ジェルネイルに関する件について

先日、標題のことについて「手紙」をいただきました。以下のように回答いたします。

このたび 職員から理事長宛に直接 貴重なご意見がありましたので、施設長会議等において、手紙の内容を議論いたしました。

議論した結果、ご高齢なご利用者様のお気持ちを忖度し、職員の皆様にはジェルネイルはしないということで統一させていただきます。

例えば、病院の職員は患者様に接するため、衛生面、感染症等において禁止されているところが多いと思います。当法人のビジネスマナー担当者委員会においても、以前から議論されていた事ですが、爪を適切な長さに保つためには、ジェルネイルは不適切ではないかという結論にもなりました。

現在 当法人では透明マニキュアであれば差支えない（以前は透明マニキュアも禁止）と考え許可していますが、色付きマニキュア、ジェルネイルは今まで通り禁止といたします。

なにとぞ ご理解のほど よろしくお願いいたします。

今後も職員の皆様からの法人運営等に対するご意見、ご要望がありましたらいつでも理事長直行便を活用いただき、風通しの良い法人になるよう努めてまいります。

理事長 志田 常弘